

土浦労働基準監督署

「死亡労働災害ゼロ 200 日運動」 の取組みにご協力を!!

【実施期間】

平成 25 年 4 月 ~ 平成 29 年 3 月 (第 12 次労働災害防止計画期間)

【運動の内容】

- ・労働災害防止対策の徹底により死亡災害ゼロ期間を 200 日以上継続させる。

【これまでの死亡災害ゼロ継続日数 (200 日以上)

- ・平成 20 年 2 月 28 日 ~ 同年 10 月 10 日 226 日間
(平成 20 年 10 月 11 日、鳶工が建築工事現場で足場から墜落。)
- ・平成 21 年 1 月 21 日 ~ 同年 8 月 26 日 218 日間
(平成 21 年 8 月 27 日、交通誘導員が道路工事現場で軽トラックにはねられた。)
- ・平成 21 年 8 月 28 日 ~ 平成 22 年 5 月 10 日 256 日間
(平成 21 年 5 月 11 日、積荷 (フレコンバッグ 3 段重ね) が崩れ、工場作業員が下敷き。)

【最近の死亡災害ゼロ継続日数】

- ・平成 23 年 12 月 9 日 ~ 平成 24 年 1 月 31 日 54 日間
- ・平成 24 年 2 月 2 日 ~ 同 年 5 月 29 日 118 日間
- ・平成 24 年 5 月 31 日 ~ 同 年 7 月 21 日 52 日間
- ・平成 24 年 7 月 23 日 ~ 同 年 10 月 29 日 99 日間
- ・平成 24 年 10 月 31 日 ~ 平成 25 年 2 月 25 日 119 日間

直近の死亡災害

平成 25 年 2 月 26 日、レールに沿って自動で移動する NC ガス切断機付属の制御盤と、柱付近に設置されていた消火器収納箱 (木製) との間に体を挟まれ死亡した。



平成 25 年 6 月 6 日現在、

死亡災害ゼロ 100 日間を継続中!!

平成 25 年度全国安全週間スローガン

「高めよう 一人ひとりの安全意識 みんなの力でゼロ災害」

最近の管内における死亡災害事例

土浦労働基準監督署

	発生日等	発生状況（原因含む）	再発防止対策
1	平成24年1月 小売業 30歳代男性	出張先において、取引先との会合に出席したのち、ビジネスホテルに戻った後、急性心機能不全を発症し、室内で死亡した。発症前6か月で月平均約100時間を超える時間外労働を行っていた。過重労働（長時間労働）による業務上と認定。	
参考	2月 道路貨物運送業 50歳代男性	構内において、床上操作式天井クレーン（つり上げ荷重5.07t）を使用して、U字型の鋼材（重さ970kg）をトラック荷台から、つり下ろし、位置を調整しようとして再びつり上げたところ、鋼材がクランプから外れ、作業を見守っていたトラック運転手の方に倒れたため、トラックと鋼材との間に運転手の頭が挟まれ死亡した。なお、クレーン運転者は無免許であった。（他署管内の事業場所所属労働者の出張災害）	<ul style="list-style-type: none"> ・クレーンの運転等政令で定めるものについては、免許等資格を有する者を当該業務に就かせること。（労働安全衛生法第61条） ・クレーンに係る作業を行う場合、つりクランプ1個を用いて玉掛をしたつり荷の下に、労働者を立ち入らせないこと。（クレーン等安全規則第29条）
2	5月 小売業 （自動車販売業） 30歳代男性 及び 40歳代男性	キャリアカーを運転し、片側交互通行規制の高速道路上（片側1車線）で通行待ち中、車列に後ろから走行してきた大型トラックが追突し、運転者と同乗者1名が死亡した。	
3	7月 道路貨物運送業 20歳代男性	荷物を積みに行くため、トラックを運転していたところ、見通しの良い信号のある交差点において、左側から進入してきた乗用車に追突され、トラック運転手が死亡した。	
4	10月 畜産業 70歳代男性	事業場の屋根の上で、屋根の修理を行っているとき、プラスチック製の波板を踏み抜き、3m下のコンクリート製の床に頭を強打し死亡。	塩化ビニール等の、労働者が踏み抜くおそれがある材料の屋根上で作業を行うときは、幅30cm以上の歩み板を設け、防網を張る等の墜落防止措置を講じること。（安衛則第524条）
5	平成25年2月 金属製品製造業 60歳代男性	自動穴開機（レール上の軌道を移動しながら、鋼板に穴を開ける機械装置）近くに置かれたゴミ箱に、ゴミを捨てに行ったとき、接近してきた自動穴開機の制御盤と、柱に設置されていた消火器収納箱との間に上半身を挟まれ、胸部外傷（窒息）により死亡した。	<ul style="list-style-type: none"> ・作業場内には、安全な通路を設けること。 ・労働者に接触・挟まれ等の危険が生じるおそれのある箇所には、工作機械等の自動運転時に柵を設ける等により、労働者を立ち入らせないこと。